平成３０年（フ）第２号
北海道河東郡音更町共栄台東13丁目１番地17
共栄北団地Ｎ３―17号室
債務者　植田　高司
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
盛岡市愛宕町13番８号
債務者　小笠原憲一郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８号
宮城県気仙沼市上東側根172番地１
債務者　藤村　賢一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１０４号
新潟県村上市石原５番25号　メゾン21　303
債務者　片桐　沙貴
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０７号
新潟県新発田市諏訪町３丁目６番21号
債務者　本間　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４８４号
愛知県豊田市東梅坪町６丁目９番地１　グランディール東梅坪202号、前住所愛知県豊田市京町２丁目７番地８　サンマルタ梅坪東601号
債務者　齊藤　千景（旧姓山**崎**）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
愛知県豊田市志賀町下番戸22番地１　エクセレンス志賀201号、前住所愛知県豊田市京町２丁目７番地８　サンマルタ梅坪東601号
債務者　齊藤栄四郎
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
愛知県みよし市南台120番地、前住所三重県志摩市浜島町浜島3366番地
債務者　谷水　聖子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４２９号
大阪市西成区松３丁目１番38号
債務者　若林　道春
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９６号
大阪市東住吉区今川８丁目10番10号
債務者　井口真由美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６３号
大阪市平野区平野元町９番30―605号
債務者　阿川　正和
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０１号
大阪府箕面市小野原東３丁目８番８―101号
債務者　塚下　晴加
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２８号
大阪市此花区高見１丁目４番54―604号
債務者　宇都宮美江
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９２号
大阪府東大阪市南四条町15番９号
債務者　松本　幸雄
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６４号
大阪府豊中市箕輪１丁目22番18号　202号、前住所大阪府堺市西区太平寺168番地11
債務者　西村　将太
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６９号
大阪府門真市御堂町５番22号　門真モントレー207号、前住所大阪府門真市石原町15番３号
債務者　清水　英二
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５１号
大阪府大東市御供田３丁目３番19号シャンドフルール101号
債務者　西　龍一郎
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部